



第17回

支払う前によく確認!～賃貸住宅退去時のトラブル～

市民・消費生活相談室 (☎354-8147 FAX354-8452)

【相談事例】

アパート退去時に高額な費用を請求された

先日、長年住んだアパートを退去した。普段から掃除してきれいに使っており、タバコも吸っていない。壁に傷をつけたこともない。それなのに、高額な壁紙の張替え費用を請求された。支払う必要はあるか。



【アドバイス】

金額の内訳や契約内容を確認し、納得してから支払いましょう。

賃貸住宅の退去時に参考になるのが、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」です。ガイドラインでは、退去時の費用負担の一般的な基準が定められています。例えば、壁の画鋸の穴やポスターを貼った跡、日照による変色の修繕費用は貸主が負担することになっています。

そのため、今回のようにきれい

に使っていたのであれば、必ずしも張替え費用を負担する必要はありません。

ただし、ガイドラインには拘束力はなく、また、契約時に特約がある場合もあります。

高額な費用を請求された場合、その内訳を出してもらい、ガイドラインを参考に貸主に説明を求めましょう。

契約トラブルのご相談は
☎354-8264
(平日9:00~12:00・13:00~16:00)



第45回

昭和の時代を見つめ直す

博物館・プラネタリウム (☎355-2700 FAX355-2704)



昭和、平成の時代を経て、昨年5月に元号が変わり、新しい令和の時代を迎えました。博物館では3月1日まで「昭和の暮らしの面影」として、サカツ・コレクションから昭和初期のポスターと、館藏品から昭和の生活道具や映像を展示しています。

平成が終わった今、なぜ改めて「昭和の暮らし」を学ぶのでしょうか。昭和の時代はそれまでの時代とは異なり、社会が短

い期間で急激に変化した時代でした。電気やガス、水道が当たり前のものとなり、通信手段も増え、生活は格段に豊かになりました。その中には、今の私たちの生活に通じるものが数多く存在します。

令和の今、改めて昭和の時代を見つめ直してみませんか。



昨年度の展示

「昭和の暮らし展」関連イベント

- なつかしのメンコ大会
大人も子どもも、メンコに挑戦!
時 1月4日・11日・18日・25日
(いずれも土曜日)
- 昭和を語ろう
職員と博物館ボランティアが「昭和」について語ります。
時内 1月12日(日)
「昭和17年～21年の四日市」
2月2日(日)
「思い出でひととく 昭和の四日市」
2月16日(日) 「死語の世界」

有料広告掲載欄

ええやん♡里親

～子どもを家庭で育てよう～

「里親って何だろう?」
里親制度説明会

♥日時:2020年1月19日(日)10:00~12:00(受付開始9:30~)

♥場所:朝日町保健福祉センターさわやか村
1F多目的ホール(三重郡朝日町大字小向891-5 朝日町役場北側)

内容 里親制度説明・サポート体制紹介
里親体験談、個別相談(希望者のみ)

参加無料

事前申し込み不要

子どもたちのために

里親を「知る」

里親を「応援する」

里親に「なる」

児童養護施設・乳児院では、職員(児童指導員・保育士・看護師・心理士)を募集中です。
お問い合わせは、エスペランス四日市
本弘(モトヒロ)まで TEL:059-346-1371

♥主催:お問い合わせ/
社会福祉法人アパティア福祉会
児童家庭支援センターまお
(エスペランス四日市内)

080-6983-6863 mao@apatheia.jp
(まお直通:9時~16時)
059-346-1371
(エスペランス四日市)

里親制度 まお 検索

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION 助成: 日本財団

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。